

令和元年 第5回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和元年 5月24日(金) 10時00分
 場 所 南庁舎 2階 会議室2

○提出議題 (17件)

- 高農議第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(3)
 報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(3)
 報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(8)
 報告第19号 農地転用受理通知書取消願出のこと(1)
 報告第20号 農地法第25条第1項の規定による和解の仲介の申立てのこと(1)

○出席委員 (14名)

1番	三好 覚	2番	位田 篤男
3番	柴田 晃	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	石堂 良信
7番	西村 一志	8番	植原 種一
9番	北原 知子	10番	北原 豊茂
11番	西川 良一	12番	松本 慶一
13番	芦谷 博務	14番	藤井 陽一

○欠席委員 (0名)

--	--	--	--

○出席事務局職員 (3名)

事務局 局長	大内 喜樹
” 主 幹	尾塩 昌昭
事務吏員	上田 耕司

○出席市長部局 (1名)

産業振興課長	増田 さと子
--------	--------

議 事 内 容

事務局

皆さん、おはようございます。第5回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第8号の1件、報告第16号～第20号の16件、併せて17件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

議 長

皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第5回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により11番の西川委員さん、12番の松本委員さん、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。

高農議第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

事務局

高農議第8号は農地法第5条第1項の許可申請で、1件でございます。

(高農議第8号、1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、いずれも農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思えます。1番について阿弥陀地区、お願いします。

11番

事務局の説明どおりです。阿弥陀地区委員としても問題ないと思えます。

議 長

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

3番

相続されたかされていないかがわからない。土地所有者の相続登記は終わっていますか。

事務局

申請書の提出直前で相続登記が行われています。

議 長

その他ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議の声がありませんので、1番は承認されました。

これで高農議第8号は承認されました。

続きまして**報告第16号**「農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第16号は相続による所有権移転の届出で、3件でございます。

(報告第16号、1番～3番を読み上げる)

以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし。

議 長

続きまして**報告第17号**「農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局	<p>報告第17号は農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告で、3件ございます。</p> <p>(報告第17号、1番～3番を読み上げる)</p> <p>以上です。</p>
議長 各委員	<p>事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。</p> <p>なし。</p>
議長	<p>続きまして報告第18号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」(所有権移転)を報告いたします。事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>報告第18号は農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理報告の所有権移転5件ございます。</p> <p>(報告第18号、1番～5番を読み上げる)</p> <p>以上です。</p>
議長 各委員	<p>事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。</p> <p>なし。</p>
議長	<p>続きまして報告第18号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」(賃貸借権設定)(小貸借権設定)を報告いたします。事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>報告第18号は農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理報告の賃貸借権設定・小貸借権設定3件ございます。</p> <p>(報告第18号、6番～8番を読み上げる)</p> <p>以上です。</p>
議長 1番	<p>事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。</p> <p>今回の案件で始末書添付がすごく多い。荒井町に関しては、業者が工事完了後1か月以内に申請をすればいいとインターネットで確認したため建築していると言っている状況なのでもっと農地転用について広報しなければいけないのではないか。</p>
事務局	<p>市の広報誌等で検討します。</p>
議長 各委員	<p>その他、質問等がありますか。</p> <p>なし。</p>
議長	<p>続きまして報告第19号「農地転用受理通知書取消願出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>報告第19号は農地転用受理通知書取消願出で、1件ございます。</p> <p>(報告第19号、1番を読み上げる)</p> <p>以上です。</p>
議長 各委員	<p>事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。</p> <p>なし。</p>
議長	<p>続きまして報告第20号「農地法第25条第1項の規定による和解の仲介の申立てのこと」を報告いたします。事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>報告第20号は農地法第25条第1項の規定による和解の仲介の申立てで、1</p>

議 長
各委員
議 長

件ございます。

(報告第20号、1番を読み上げる)

以上です。

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
なし。

それでは以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前10時50分

議事録署名委員

西川 良一委員

松本 慶一委員